

生駒市条例第1号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。